平成２８年４月７日

◆◆豊橋善意銀行ひろば◆◆

Ⅰ．放送日　平成２８年４月８日（金）放送分

今週の話題

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告
（２）維持会費の納入と、維持会員入会のお願い
（３）ボランティア活動をされている方へ、ボランティア活動保険　更新のご案内

（１）豊橋善意銀行　週間寄付報告

豊橋善意銀行寄付状況〔３月３１日（木）～４月６日（水）分〕

○お金の寄付は、	合計	１２件	７９，０５０円
内訳			
自由預託金		５件	７，８０２円
指定預託金（ふくしまこども寄付金として）		１件	５，０００円
指定預託金（豊橋市内福祉施設へ）		１件	５０，０００円
チャリティーボックス募金		３件	１１，２４８円
誕生日献金		２件	５，０００円

○品物の寄付は、食品、アルミ缶、牛乳パック等、合計２１件ありました。

今週の主な寄付は、一番カルビ豊川店様、有楽製菓株式会社より、昨年度に集まったチャリティーボックスへの募金をお寄せいただきました。

（２）維持会費の納入と、維持会員入会のお願い

豊橋善意銀行は、お金や品物の寄付、様々なボランティア活動を、福祉施設や支援を必要としている人々と繋ぐ、「善意のかけ橋」として活動している民間の団体です。必要な時に、素早く必要な支援を行えるよう、国や自治体などからの補助金などを受けず、維持会員となっていただける皆様の維持会費で運営しています。すでに維持会員の皆様には平成２８年度の維持会費の納入をお願いさせていただくとともに、新たに、維持会員となり豊橋善意銀行の活動をささえていただける方を、個人法人問わず募集いたしております。

維持会費は年額、個人で一口２，５００円、団体で一口１万円からとなり、口数は任意でご指定していただけます。善意銀行活動維持の為、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、豊橋善意銀行の活動などは、オフィシャルホームページで公開しておりますので、「豊橋善意銀行」で検索していただき、是非ご覧下さい。また豊橋善意銀行への維持会費を含む寄付金は、特定公益増進法人への寄付金として税制面での優遇措置が受けられます。税制優遇措置に関しまして、詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

（３）ボランティア活動をされている方へ、ボランティア活動保険　更新のご案内

豊橋善意銀行に登録し、東三河の福祉施設などで活動をされているボランティアの皆様には、ボランティア活動中の万が一の事故などに備えて、ボランティア活動保険の加入をお勧めしております。この保険は、豊橋善意銀行を通じてボランティア活動をされている方で、活動中の怪我や法律上の賠償義務を負った場合などに保障されるもので、多くの方に加入していただいております。

この保険は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの補償期限となっており、平成２７年度に保険に加入していただいた方でも、今年度新たに平成２８年度分の加入のお手続きをしていただく必要がございます。

今後もボランティア活動を継続される方で、まだ保険加入のお手続きをされていない方は、豊橋善意銀行までお早めにご連絡ください。

豊橋善意銀行事務局　〒440-0806　豊橋市八町通 5-9
電話（0532）52-7893／FAX（0532）52-7894